

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月29日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和4年12月23日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「みどり自然課、環境政策課が保有する令和4年3月27日から12月23日までの間の公益財団法人緑のトラスト協会（以下「協会」という。）事務局職員に対する聴取調査に関するすべての文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、19件の文書（別表の文書①ないし⑱の文書）を特定し、令和5年3月29日付けで文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑮及び文書⑲については条例第10条第1号又は第5号柱書きに該当するとして、文書⑯ないし文書⑳については条例第10条第1号に該当するとして、文書㉑については条例第10条第5号柱書きに該当するとして公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、令和5年4月5日付けで、実施機関に対し、文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑮及び文書⑲について条例第10条第5号柱書きを理由に不開示とした部分に係る決定の取消し及びさいたま緑のトラスト協会柳田事務局長（以下「事務局長」という。）に関する記述部分について不開示とした部分に係る取消しを求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4） 当審査会は、本件審査請求について、令和5年8月31日に実施機関から条例第

24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、令和5年10月17日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑮及び文書⑲について条例第10条第5号柱書きを理由に不開示とした部分に係る決定の取消し及び事務局長に関する記述部分について不開示とした部分に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

不開示部分のうち審査請求の趣旨に示した部分は、条例第10条第5号柱書きに強引に該当させたものであり、裁量権の濫用である。当該職員らは、県から住民監査請求（監査第426-1号住民監査請求の結果について及び令和4年12月2日の告示第13号での調査における発言については、公表されることを伝えられており、住民監査請求での発言は、それ以前の調査の発言と同様であることから、公にすることにより、今後関係者が事実をありのままに話すことに消極的になるなど、正確な事実確認ができなくなるおそれは全くない。かえって公開された住民監査請求での発言のほうが、ボリューム的にも積極的に発言をしており、県の立場からすれば、住民監査請求での調査において正確な事実確認ができたことになっている。したがって、不開示部分を開示したとしても今後の事務に支障はない。また、不開示部分を開示し、第三者が、住民監査請求の調査内容が、適切だったか、本人の証言が真実であったかを判断することができることは、公益上好ましい。

事務局長の名前は、令和5年2月20日付け環政第604号で部分開示された「緑のトラスト協会に係る**とのこれまでの経緯」にあるとおり開示されているので、開示すること。また、その発言、行為についても地方公務員であるため、開示すべ

きである。

なお、参考までにみどり自然課が税金を使って広報業務等を委託している協会は、協会事務局職員の写真、姓名、年齢、事務分掌、趣味等を広報誌グリーンアルファ 121号、128号で積極的に県民に公表していることを申し添える。

以上の点から条例第10条5号柱書きの不開示情報に該当しない。

(3) 反論書の趣旨

処分庁の弁明書は、何ら具体的に明確な根拠を示さずに、単に条例第10条第5号柱書きを根拠に①「関係者との信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。」、②「今後、県が協会に対し監督を引き続き行っていく上で、県が行う聴取・調査に対して事実をありのままに話すことに消極的になり、正確な事実確認ができなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」、③「今後県が行う聴取・調査に対して、事実をありのままに話すことに消極的になり、正確な事実確認ができなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、地方公務員であるということのみで一律に開示すべきでない。」などと根拠のない単なる憶測を述べているに過ぎない。

また、不開示とすることは、上記の理由によるものではなく、みどり自然課の職員が、自らした調査が不適切であったことを隠蔽したいのだと県民に疑念を抱かせるおそれがある。

調査方法、被聴取者の発言の信頼性を持たせるためにも、開示する必要がある。このことにより、県民の知る権利の保障、県行政の公正、透明性、説明責任の遂行につながるのである。ひいては、県民の県政参加につながり、県行政の県民からの信頼が増し、県の行政がスムーズに執行できるのである。

県は、行政事務の遂行に本当に支障があるか1件、1件具体的かつ丁寧な根拠により不開示としなければならないが、これを怠り、恣意的、包括的に不開示としたことは不当である。

県と協会及び協会事務局職員個々人との個別具体的な関係を考慮した上で開示の判断をすべきである。

県の行政事務の遂行に当たっては、職員のミスを隠す不開示の方が影響は大きい。県は、情報公開の理念の原点に戻って開示すべきで、誤りを認めず、不開示に固執するのは、県民の信頼を失う行為である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「当該職員らは、県から住民監査請求（監査第426-1号住民監査請求の結果について）及び令和4年12月2日の告示第13号での調査における発言については、公表されることを伝えられており、住民監査請求での発言は、それ以前の調査の発言と同様であることから、」と審査請求人は主張するが、今回開示した調査における発言等は、住民監査請求に係る監査結果の公表内容等を踏まえたものであり、監査結果等で公表されていない不開示部分を公にすることにより、関係者との信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。
- (2) 「公にすることにより、今後関係者が事実をありのままに話すことに消極的になるなど、正確な事実確認ができなくなるおそれは全くない。かえって公開された住民監査請求での発言のほうが、ボリューム的にも積極的に発言をしており、県の立場からすれば、住民監査請求での調査において正確な事務確認ができたことになっている。したがって、不開示部分を開示したとしても今後の事務に支障はない。」と審査請求人は主張する。しかし、本件処分の不開示理由である「公にすることにより、今後関係者が事実をありのままに話すことに消極的になるなど、正確な事実確認ができなくなるおそれがある。」とは、今回の住民監査請求に関する聴取だけではなく、今後、県が協会に対し監督を引き続き行っていく上で、県が行う聴取・調査に対して事実をありのままに話すことに消極的になり、正確な事実確認ができなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを示したものであり、前述の審査請求人の主張は当たらない。
- (3) 「事務局長の名前は、令和5年2月20日付け環政第604号で部分開示された「緑のトラスト協会に係る**とのこれまでの経緯」にあるとおり開示されて

いるので、開示すること。また、その発言、行為についても地方公務員であるため、開示すべきである。」との審査請求人の主張に対しては、不開示とした部分に事務局長の名前が含まれるかの存否は応答しない。

なお、事務局長は、県からの派遣職員であるが、公益財団法人である協会の事務局長としての身分、立場も有している。協会の事務局長としての発言や行為を公にすることにより、今後県が行う聴取・調査に対して、事実をありのままに話すことに消極的になり、正確な事実確認ができなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、地方公務員であるということのみで一律に開示すべきではない。

- (4) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであり、不開示部分の内審査請求の趣旨に示した部分は、条例第10条第5号柱書きに強引に該当させたものであり、裁量権の濫用である。とする審査請求人の主張及び「条例第10条第5号柱書きの不開示情報に該当しない。」とする審査請求人の主張を否認する。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

文書①ないし文書⑭は、協会事務局職員に対する聴取調査に関する公文書である。

このうち、審査請求人は本件処分のうち、文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑮及び文書⑲について条例第10条第5号柱書きを理由に不開示とした部分に係る決定の取消し及び事務局長に関する記述部分について不開示とした部分の取消しを求めている。

そこで、本件処分の妥当性について以下検討する。

- (2) 本件処分について

本件処分は、文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑮及び文書⑲について、条例第10条第1号又は第5号柱書きに該当するとして、文書⑯ないし文書⑳については条例第10条第1号に該当するとして、文書㉑については条例第10条第5号柱書きに該当することを理由に不開示としたものである。そこで以下条例

第10条第1号及び同条第5号柱書きについて検討する。

ア 条例第10条第1号について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

イ 条例第10条第1号該当性について

当審査会において文書①ないし文書⑨、文書⑪ないし文書⑲を見分したところ、特定の個人の氏名、役職、経歴に関する情報等（以下「個人の氏名等」という。）が記載されていることが認められた。

これらはいずれも特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。よって実施機関が本件処分について、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

ウ 事務局長に関する記述について

審査請求人は事務局長に関する記述について事務局長は地方公務員であり、その発言、行為についても開示すべきである旨主張し、不開示とした部分の取消しを求めている。しかし、事務局長は公益財団法人である協会の事務局長としての身分、立場も有しており、文書①ないし文書⑲は公益財団法人である協会に関す

る内容により構成されている文書であることから、その内容は条例第10条第1号に該当する。また、同号ただし書イ、ロ又はハに該当するとも認められない。

したがって、実施機関が事務局長に関する記述について条例第10条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 条例第10条第5号柱書きについて

条例第10条第5号柱書きは、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

オ 条例第10条第5号柱書き該当性について

実施機関の説明によると、協会事務局職員への聴取内容に関しては、任意の協力に基づき行ったものである。協会は県から業務委託を受けている団体であるため、基本的には委託をしている範囲、その内容であればおそらく聴取を断るということはない。しかし、聴取内容は通勤方法や協会事務局職員の仕事の内容、職場の雰囲気等であり委託をしている範囲に含まれないものであること、住民監査請求に係る監査結果等で公表されているものを除き不開示としており、監査結果等で公表されていない不開示部分を公にすることにより、協会事務局職員から、協会を所管しているみどり自然課に対し不信感を抱かれるとともに、連携を図ってきた協会との信頼関係を損ねることは明らかであることから、協会及び協会事務局職員から任意の協力が得がなくなり、今後も引き続き県が協会に関する業務を遂行していく上で支障を及ぼすことは大いに考えられるとのことである。

このような事情に鑑みて、協会事務局職員への聴取内容が開示されることとなれば、協会事務局職員の実施機関に対する信頼を裏切り、今後、任意の協力に基づく聴取を行う場合に、協力を得難くなるおそれがあることから、実施機関が本件処分について、条例第10条第5号柱書きに該当し、聴取内容を不開示としたことは妥当である。

(3) 小括

よって、本件処分について、実施機関が第10条第1号に該当するとして個人の氏名等を、また、第5号柱書きに該当するとして聴取内容を不開示としたことは妥当である。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 8月31日	諮問(諮問第366号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年10月17日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第164回審査会)
令和5年11月16日	審議(第一部会第165回審査会)
令和5年12月21日	審議(第一部会第166回審査会)

令和6年 1月23日	審議（第一部会第167回審査会）
令和6年 3月27日	答申

別表

文書番号	公文書の名称
文書①	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に対する苦情について（令和４年３月２８日作成）
文書②	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に対する苦情について（その２）（令和４年３月２９日作成）
文書③	「知事への提案」調査報告メモ（令和４年３月３１日提出）
文書④	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に関する「知事への提案」について（令和４年４月５日作成）
文書⑤	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に関する「照会」への対応について（令和４年４月１２日作成）
文書⑥	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に関する「照会」への対応について（令和４年４月１５日作成）
文書⑦	知事への提案「トラスト協会の〇〇〇〇の不適正会計の隠蔽」及び「通勤手当の不適切支出について（照会）」への対応案について
文書⑧	「知事への提案」調査報告メモ（令和４年４月２５日提出文）
文書⑨	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に関する知事提案への対応について
文書⑩	「知事への提案」調査報告メモ（令和４年５月３０日提出分）
文書⑪	以下の内容について、相違ないことを確認しました。（令和４年１０月２６日）
文書⑫	以下の内容について、相違ないことを確認しました。（令和４年１０月２７日）
文書⑬	以下の内容について、相違ないことを確認しました。（令和４年１０月　　日）
文書⑭	氏名〇〇〇（令和４年１１月７日）
文書⑮	住民監査請求に関するトラスト協会職員への確認内容について
文書⑯	出勤簿
文書⑰	職員の費用弁償計算書（令和３年４月１日～令和３年９月３０日）
文書⑱	職員の費用弁償計算書（令和３年１０月１日～令和４年３月３１日）
文書⑲	トラスト協会〇〇職員及び〇〇職員からの聞き取り（令和４年１１月１１日）